

第3期苫小牧市地域福祉計画中間見直しについて

1 見直しの基本方針について

今回は計画策定後2年が経過した段階での中間見直しであることや、計画策定以降大規模な法改正が無かったことなどを踏まえ、計画の根本となる部分については継承をしつつ、現状等を踏まえた上で、主に以下の観点から見直しを行った。

2 見直しについて

(1) 評価指標について

令和4年度までに目標を達成できたもののうち、更に高い目標設定が可能なものについて変更する。

それ以外は目標を変更せず、計画期間が終了する令和8年度までの目標達成を目指す。

(2) 施策の内容、主な事業の見直しについて

新規

・重層的支援体制整備事業の新規追加

令和3年4月施行の改正社会福祉法（令和2年6月公布）により「重層的支援体制整備事業」が創設されたことに伴い、令和7年度における本市での実施を検討しているため、新規追加する。

⇒ 事業概要のほか、実施に向けた取組方針等について記載する。

・子ども・若者支援地域協議会の新規追加

子ども・若者育成支援推進法に基づき、令和5年6月に協議会を設立したため、新規追加する。

変更

・成年後見制度利用促進基本計画の改定

国は令和4年3月に第2期成年後見制度利用促進基本計画を策定しており、本市では令和4年4月から成年後見支援センターを広域化し、厚真町、安平町及びむかわ町を支援対象に加え、中核機関に移行したことを踏まえ、記載内容を見直す。

3 今後の予定について

令和5年12月中旬 パブリックコメント実施

令和6年 2月上旬 地域福祉計画推進委員会への第3期計画の中間見直し報告

3月下旬 第3期地域福祉計画（改定版）確定